

【早期事業再生法】

早期事業再生法の成立 ～多数決原理による私 的整理手続の創設～



大江橋法律事務所 弁護士/
ニューヨーク州弁護士

土井 一磨

▶ PROFILE

kazuma.doi@ohebashi.com

第1 はじめに

令和7年6月、『円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律』^{注)1}(通称「早期事業再生法」、以下「本法」といいます。)が成立しました。本法は、支払不能・債務超過に至る前の段階で、事業者が金融機関等に対する債務を迅速かつ円滑に調整できる制度(以下「早期事業再生手続」といいます。)を創設するものです。

早期事業再生手続は、従来の私的整理と法的整理の中間に位置づけられ、事業価値の毀損を最小限に抑えつつ、事業の再生・再編を図る新たな選択肢として注目されています。本ニュースレターでは、本法成立の背景、早期事業再生手続の概要、手続のポイント等について概要を解説します。

第2 本法成立の背景

1 経営環境の悪化と過剰債務

日本企業の債務総額は、コロナ禍前の2019年12月時点ですで約578兆円でしたが、2024年9月には約700兆円へと拡大し、この間に約120兆円増加したとされています。また、原材料価格の高騰や人手不足の深刻化などの影響を受け、令和6年の倒産件数は11年ぶりに年間1万件を超え、令和7年についても上半期だけで5003件(前年同期比102.4%)に達し、前年を上回る見込みとなっています^{注)2}。このような経済・社会環境の変化を踏まえ、経済的な困難に直面する可能性のある事業者がより早

期に事業再生へ取り組める制度基盤を整備することを企図し本法は制定されました。

2 既存の事業再生手続の課題

現行の事業再生手続には、民事再生手続や会社更生手続など商取引債権者を含む全ての債権者を対象として行う法的整理手続と、事業再生ADR、中小企業活性化協議会、地域経済活性化支援機構(REVIC)や中小企業の事業再生等に関するガイドラインといった金融機関のみを対象とする(準則型)私的整理手続が存在します。法的倒産手続は、裁判所の監督下で進められる厳格な手続であり、債権者の多数決及び裁判所の認可のもとで債務の整理及び事業の再生・再編を図るものですが、商取引債権者を含む全ての債権者を巻き込む手続であり、かつ、公開の手続であることから、手続の申立てにより急速に事業価値が毀損したり事業収益が悪化したりする可能性があり、この点が法的倒産手続の選択を事業者が躊躇する原因として指摘されているところです。他方で、私的整理手続は、金融機関のみを対象として債務の整理及び事業の再生・再編を図るものであり、原則として非公開の手続ですが、対象債権者全員の同意が必要とされており、仮に一人であっても反対する者がいる場合は、私的整理手続が遅滞又は頓挫し、早期の事業再生が阻害されたり、法的整理手続に移行せざるを得なくなったりすると

注)1 令和七年法律第六十七号。施行日は公布日(令和7年6月13日)から1年6か月以内を超えない範囲で政令により定める日とされており、遅くとも令和9年には施行されます。

注)2 <https://www.tdb.co.jp/report/bankruptcy/aggregation/20250708-bankruptcyh12025/>

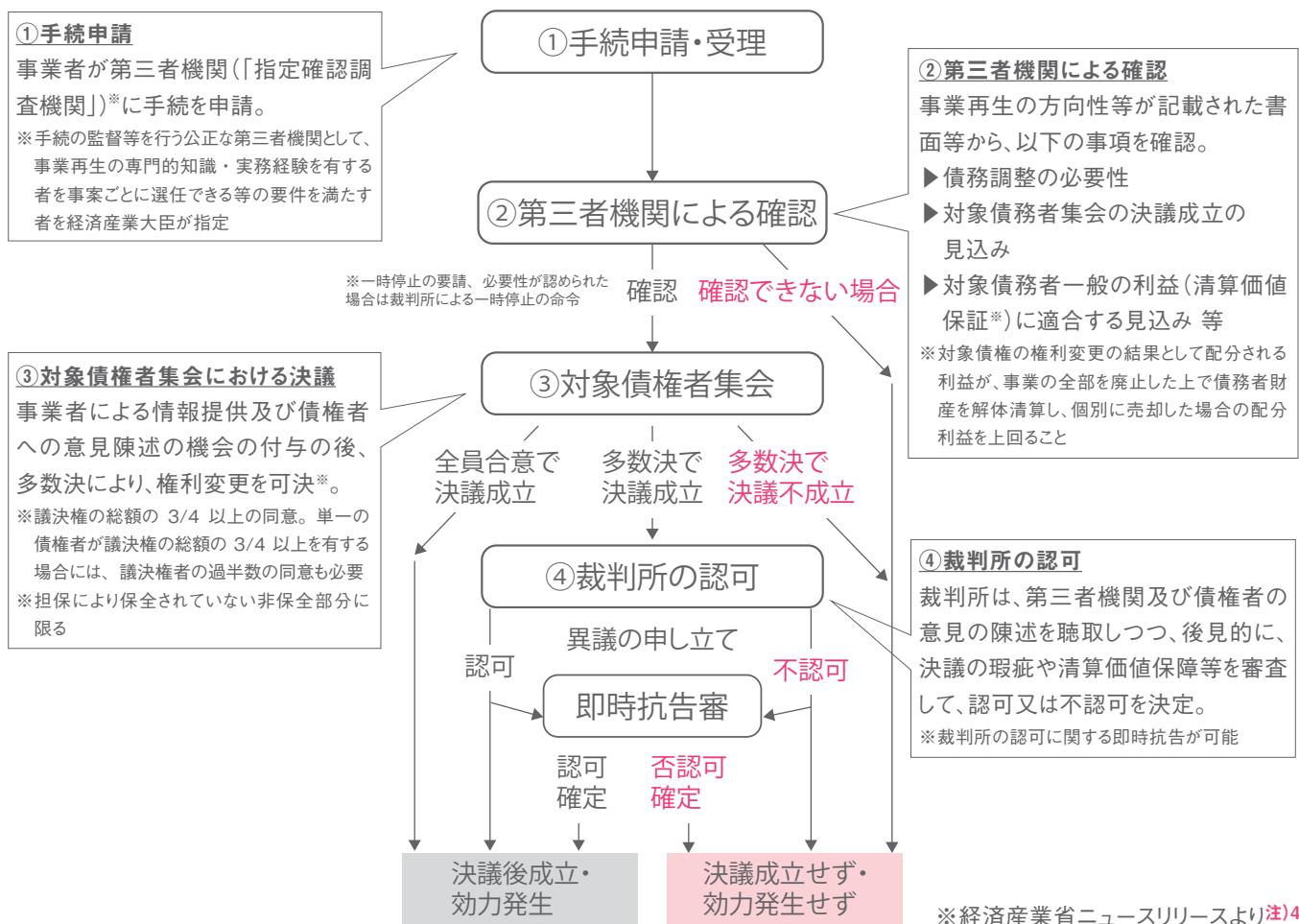
本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

といった点が問題として指摘されていたところです^{注)3}。

早期事業再生手続は、金融機関のみを対象に多数決原理によって債務の整理及び事業の再生・再編を実現するものであり、これまでの法的整理手続と私的整理手続の中間に位置づけられる制度です。

第3 早期事業再生手続の概要

早期事業再生手続は、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者機関（指定確認調査機関）の関与の下で、金融機関等である債権者の多数決（議決権の総額の3/4以上の同意等）及び裁判所の認可により、金融債務に限定して、当該事業者の債務の権利関係の調整を行う手続です。手続の概要は、下図のとおりです。



注)3 多数決原理の私的整理手続への導入は近年海外でも進められており、特に欧州では、2019年の「予防的再編指令」（Preventive Restructuring Directive）により、EU加盟国に多数決型の私的整理導入が義務付けられるなど、各国において早期事業再生に向けた新制度が制定されています。代表的なものとしては、イギリスのScheme of ArrangementやRestructuring Plan、ドイツのStaRUG、フランスの迅速保護手続、シンガポールのCompanies Act改正、韓国の企業構造調整促進法などが挙げられます。また、アメリカ連邦倒産法のChapter11についても、いわゆる「プレパッケージ型（pre-packaged）」や「プレ

アレンジ型（pre-arranged）」の再建計画では、事前に債権者の一定割合の同意を取り付け、多数決で拘束力を持たせる仕組みがあり、法的手続ではあるものの実質的には私的整理手続的な側面も有すると言えます。日本においても長年にわたり私的整理手続における多数決原理の必要性が指摘されていましたが、本法によって、遂に実現されることになりました。

注)4 <https://www.meti.go.jp/press/2024/03/20250304003/20250304003.html>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきではなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

1 申請事業者による申請と指定確認調査機関による確認

早期事業再生手続を利用できる主体は「経済的に困窮に陥るおそれのある事業者」(本法3条1項柱書)であり、早期事業再生の促進のために「おそれ」の時点で申請することが可能とされている点が特徴です。具体的な要件は本法3条1項各号に定められており、「当該事業者が事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難になるおそれがあること」(本法3条1項1号)等が要件として定められています。

手続の対象となる対象債権者は銀行、信用金庫・信用組合、保険会社、貸金業者等の金融機関等(本法2条1項各号に定義されます。)に限られ、対象債権は「貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの」(本法2条)、すなわち金融債権に限定されます。なお、対象債権の定義において、保全債権(担保によって保全されている債権)と非保全債権(担保によって保全されていない債権)は区別されていませんが、早期事業再生手続において権利変更の対象となるのは非保全債権に限られており、保全債権については担保権者との間の個別の協議が必要になります(本法11条)。

早期事業再生手続の利用を申請する事業者は、指定確認調査機関(本法46条1項に定める経済産業大臣の指定を受けた第三者機関)に対して、非保全債権の権利変更計画の概要(権利変更概要書)等を提出することで手続の利用を申請し、指定確認調査機関が選任する確認調査員(本法52条)が当該申請につき本法3条1項各号の要件を充足していることを「確認」することで手続が開始されます^{注)5}。

2 一時停止、早期事業再生計画等の提出及び指定確認調査機関による調査

手続開始後、指定確認調査機関は速やかに対象債権者に対して、所定の期間、対象債権の回収等を行わないように要請し(一時停止)、これにより申請事業者は対象債権に係る債務の弁済を禁止されます(本法6条1項、2項)。

その間、事業者は権利変更議案及び早期事業再生計画(資産評定結果を含みます。以下、同様。)を作成し、指定確認調査機関による確認がされた日から原則として6か月以内にこれらを指定確認調査機関に対して提出します(本法14条)。指定確認調査機関は、事業者が提出した権利変更議案及び早期事業再生計画の内容が本法の定める要件(本法15条1項各号)に適合するかを調査して、その結果を事業者に報告します(本法15条4項)。

3 対象債権者集会

指定確認調査機関の調査により、権利変更議案及び早期事業再生計画の内容が本法15条1項各号所定の要件に適合することが確認された場合、事業者は対象債権者集会を招集し、権利変更計画案を付議します(本法16条)。その際、対象債権者には指定確認調査機関による調査の結果が記載された書面(調査報告書)が交付されます(本法17条1項)。

権利変更計画の決議には総議決権(被保全債権額)の4分の3以上の同意(ただし、単一の対象債権者が議決権総額の4分の3以上を有する場合には、議決権者の過半数の同意)が必要とされます(本法20条)。

^{注)5} 指定確認調査機関の確認を受けた申請事業者を本法では「確認事業者」(本法2条3項)といいます。

4 裁判所の認可

対象債権者集会において権利変更計画案が可決された場合、事業者は裁判所に対して計画の認可の申立てを行います。ただし、全対象債権者が権利変更計画案に同意する場合には、意に反して強制的に権利変更を強いられる反対債権者がいることになるため、裁判所による認可のプロセスは不要とされています。

裁判所は、本法27条以下に定める不認可事由の有無を確認し、不認可事由がない場合には権利変更計画案を認可します。これによって権利変更の効力が生じ、事業者は権利変更計画に従って債務の免除等を受けることができます。

手続の全体像

本制度の手続の流れについて、下記のように定めはどうか（※赤字が省令等において規定する部分）。

なお、それぞれの手続における基準や記載事項等の省令委任事項は次頁以降で検討。

①指定確認調査機関との事前相談（運用）

②指定確認調査機関に対し正式に確認申請（法第3条第1項）

③指定確認調査機関による確認（法第3条第1項）

④指定確認調査機関から確認した旨を対象債権を有する者に通知（法第3条第7項）
指定確認調査機関から対象債権者に対し一時停止要請（法第6条）

⑤【正当な理由がない限り④から2週間以内に、】第1回対象債権者会議を開催（資産・負債の状況、権利変更の方針等について説明・質疑）

⑥【会社分割、事業の縮小等により雇用の減少又は資金の減額（労働関係の変更）が生じる見込みがある旨を早期事業再生計画に記載する場合】【⑦の2週間前までに※、】確認事業者から労働組合等に対し、労働関係の変更が見込まれる旨を通知する
※⑦の提出後の早期事業再生計画の変更により、労働関係変更が生じる見込みがある旨が記載される場合にあっては、当該変更後の提出から2週間前までに。

⑦【③から6月以内に、（やむを得ない事由があるものとして省令で定める場合（詳細後述）には6月以内の延長可能）】
確認事業者から指定確認調査機関に対し、権利変更議案・早期事業再生計画（資産評定結果を含む）を提出（法第14条）

⑧指定確認調査機関から確認事業者に対し、⑦についての調査結果を報告（法第15条第4項）

※調査後、権利変更議案・早期事業再生計画（資産評定結果を含む）が変更される場合、変更後に再度調査を受ける必要がある。

⑨第2回対象債権者会議を開催（権利変更議案・早期事業再生計画等について説明・質疑）

⑩対象債権者集会を招集（法第16条）

なお、裁判所による認可又は不認可の決定に対しては、事業者又は対象債権者に限り、即時抗告ができるとされています（本法27条6項）。

5 手続の詳細

早期事業再生手続の詳細については、今後、本法の施行日までに省令によって定めるとされており、現在、省令の制定に向けた議論が進められています。早期事業再生検討ワーキンググループ（経済産業省）において現在、検討されている手続の全体像は下表のとおりです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

⑪【⑩の招集から最速14日後】対象債権者集会において権利変更議案を決議(法第20条)

⑫【⑪の決議後遅滞なく、】裁判所への認可申立て(法第26条)※全員同意又は否決の場合は不要(手続終了)

⑬裁判所の認可又は不認可(法第27条)

【⑯の2週間後、】裁判所の認可又は不認可の確定(非訟事件統法第67条第1項)

※⑬の認可又は不認可に対する確認事業者又は対象権者による即時抗告がない場合

※第1回 早期事業再生検討ワーキンググループ 関連資料より注)6

第4 早期事業再生手続のポイント 及び留意点

1 早期事業再生のための私的整理手続である

早期事業再生手続は、早期の事業再生を目的とし、金融債権者のみを対象に金融債務の整理を行う手続であるところ、否認権や双方未履行契約の解除権といった倒産実体法規の適用はなく、手続の効力が対象債権者以外の商取引債権に及ぶこともありません。また、財産の管理処分権等を含む事業の経営権は従前の経営陣に委ねられたままの状態で手続は遂行されます(いわゆるDIP型手続)。権利変更計画案の認可に際して裁判所が関与しますが、これは多数決原理の導入に伴うもの(反対債権者の権利保護のためのもの)であり、あくまで早期事業再生手続は私的整理手続に分類されるものと言えます。

2 指定確認調査機関の関与

手続の最終段階である権利変更計画案の認可を除いて、裁判所は早期事業再生手続に関与しません。手続の開始段階(事業者による申請の確認)から権利変更議案及び早期事業再生計画の調査までのプロセスにおいて手続を監督するのは、

第三者機関である指定確認調査機関及び指定確認調査機関によって選任される確認調査委員の役割とされています。これらの第三者機関の指定・選任要件については今後、省令によって詳細が定められる予定ですが、倒産・事業再生案件に豊富な経験を有する弁護士・会計士等が該当者として想定されています。

3 保全債権の取扱い

権利変更計画案において権利変更の対象となるのは非保全債権のみです。保全債権については、担保権者と事業者との間の個別に協議により担保の受戻しや非保全債権部分の確定等を行う必要があります。

ただし、本法にも強制執行等中止命令(本法7条)や担保権実行中止命令(本法8条)の制度が設けられており、事業者はこれらの命令の発令を裁判所に申し立てることで、担保権との協議を整える猶予を確保することができます。一方、法的倒産手続の申立てについては中止命令の対象とされません。したがって、早期事業再生手続に反対する金融債権者には法的倒産手続を申し立てるという選択肢が残されていることに留意が必要です(当然ながら法的倒産手続の開始要件を満たしている必要があります)。

注)6 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/business_restructuring/early_business_revitalization/001.html

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

4 プレDIPファイナンスの保護

事業再生ADRと同様、プレDIPファイナンスに対して優先性が認められています。対象となる借入について、事業再生ADRでは手続の終了までの借入(産業競争力強化法56条1項)としているのに対して、本法では早期事業再生計画に記載されている資金調達がなされるまでの間の借入としており(本法69条1項)、事業再生ADRではカバーされていなかった計画成立からスポンサーによる支援のクロージングまでの間の資金需要に対応することが可能となりました。

5 従業員の保護

本法の成立に際して、衆議院経済産業委員会にて附帯決議^{注)7}がなされています。その中には、本法の施行にあたり政府が十分に配慮すべきこととして、事業者の従業員に関して次のような事項が決議されています。

- 技術や人材の散逸を回避することや、従業員の協力の下で円滑に早期事業再生計画が実施されることが重要であることに鑑み、対象債権者や確認事業者の労使等となり得る関係者に対し、本制度の位置付け等について適切な情報提供を行うこと
- 早期事業再生に向け、確認事業者が会社分割や事業譲渡等によってその従業員の雇用や労働条件の変更等を実施する可能性がある場合は、過半数労働組合等との協議を通じてその理解と協力を得るよう促す……こと
- 権利変更決議については、早期事業再生計画に基づく雇用や労働条件の変更等のほか確認事業者とその労働組

合による労働協約等の変更等に法的な効力を及ぼすものでないことを明確にし、……認可後においても早期事業再生計画に基づく確認事業者の取組が従業員の協力の下で円滑に行われているかどうか等に留意し、必要に応じて適切に対応すること

今後、当該決議を踏まえた手続等が省令によって定められる見込みであるため留意が必要です。

第5 おわりに

早期事業再生手続の導入により、早期かつ円滑な事業の再生・再編が実現することが期待されます。事業者にとっては、事業再生手続の選択肢が広がる(より早期に取り得る手段ができる)ことになりますので、自社の経営状況を適切に管理・把握し、必要が生じた際には早期に専門家への相談を行うことが期待されます。金融機関や取引先等においても、事業者が早期の事業再生手続を行う可能性を念頭に与信管理の在り方や有事の対応方針についての見直しが求められることになります。

制度の詳細については、今後、省令等によって具体的に定まる事になるため、引き続き、動向に注目し、皆様に情報提供できるように努めて参りたいと思います。

以上

^{注)7} https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/keizaiF2D851EE12CE11F849258C9800300F4A.htm

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。